

資 料

2

柳川構成員 資 料

第6回検討会事前意見（柳川保護司）

（保護司の使命について）

・保護司活動は対象者の処遇だけではなく、地域活動も大事な仕事である。二本立てであることは揺るぎがない。

その上で、その前提となる自己研鑽の部分で、保護司会の定例研修会や保護司会の自主研修への参加率が低い地区が増えてきた。保護司になった使命を再認識する必要がある。

ある地区で土曜日に研修会を設定したが、やはり出席しない人は出席しなかった。

保護司には、できるだけ地域別定例研修には出席してほしい。

今の保護司も再認識すべきであり、今後保護司になる人にもその点は理解してほしい。

・「浄化」という文言について、地域の自治会の見守り活動にも、地域浄化という文言を長らく使ってきているので、違和感はない。「浄化」という文言の受け取り方であると思うが、地域の安全・安心に寄与することが「浄化」なんですよということを説明してあげれば、「浄化」に抵抗感のある人も理解してくれるのではないかと思う。

「浄化」という文言にひっかかるのならば、犯罪や非行のない地域社会を作るというニュアンスの言葉でも良いと思う。

（保護司の定数について）

・定数については、人口比率ではないし、地区会長たちはどうしてこの数なのかという疑問を持っている。現在の定数の根拠を丁寧に説明してほしい。

保護司の適任者確保が難しく、事件が減って事件担当を持たない保護司が出ている。

地域活動も大事な仕事であるが、それだけをするのが保護司でいいのかという意見もある。

私は、充足率ではなく、適任者確保の観点から保護司の確保に努めている。保護司の数や地域活動の回数は重要ではない。地域で気持ちを一つに活動できればそれが重要なことであるといつも言っている。私は、社明の推進委員会を通じて、ほかの団体とも連携していきなさいと言っている。行政でやって保護司が乗るのではなく、保護司会自ら動くことで、他の団体も自分事として動く。行政中心では断られる。

保護司が見つからないところに探せ探せと言っても仕方がないので、今いる人で頑張ってもらいたいと伝えている。

(任期)

- ・2年はあっという間に過ぎる。3年だとゆとりがある。平塚などの大きな保護司会だと15～16人の再任の手続を年に2回実施しなければならない。会長として内申しなければならない重責もある。3年だとじっくり見られるし、出席してこない人に出席を促すこともできる。
- ・不適任な人への対応の苦勞もあるが、任期を3年とすることも検討してほしい。

(地方公共団体との連携・協力について)

- ・地方公共団体によって温度差がある。国から地方公共団体へ依頼してもらうことが必要ではあるが、保護司会としても、地方公共団体に地道に働きかける必要がある。

保護司候補者検討協議会は、お互いに情報共有しあって、お互いの機関の足りないところを補っていく場だと思っている。

- ・行政となんでも一緒にできるという関係に持っていけば、行政が様々な役割を担ってくれる。助成金、事務局機能、社明への協力など。保護司が求めるばかりでなく、行政が何かするときに保護司会も一緒にやるという関係を作っていく必要がある。(例えば自治会連合会、防犯協会の役員、安全協会、民生委員、公民館、社協の役職で保護司が入っている)時間をかけて関係を作っていくべきで、まずは首長と保護司会が接点を持って、そこから担当課と連携をしていく必要がある。

保護司は保護司以外にも地域活動をしているので、そういった観点から行政に接点を持っていくべき。平塚は、「行政とともに歩む保護司会」を標ぼうしており、一つ一つ積み重ねることが重要。

(保護司の報酬制について)

- ・報酬制は絶対反対である。これは関東管内の連合会長の一致の意見である。報酬をもらって、対象者から、「お金もらってやってるんでしょ」と言われたら返せない。対象者が一番見られたくない部分を保護司が受け持っているのだから、人として何ができるのかが重要である。
- ・若手の保護司は、民生委員がもらっているということもあり、意見を言う人もいますが、私たちはお金のためにやっているのではない。常に「もし逆の立場だっ

たらどうするのか」ということを考えて、保護司が対象者の受け皿となるよう、「人として何ができるか」ということで活動している。

(公募制)

・誰がどこで歯止めをしてくれるのか。人となり聴いて、上がってきた公募制の人の中で、不適な人をどこでどう断るのか、保護司会で断るのは難しい。

地区班での意見を大事にしているので、全く知らない人を推薦することは難しい。

保護司会インターンシップは余り活用されていないが、平塚では、インターンシップで自主研修に参加してもらって実際に推薦した例もある。インターンシップは保護司になる前提ではなく、飽くまで保護司会の活動を見てもらうということでやっているの、不適な人がいれば次回から呼ばないという形で断っている。

(デジタル化)

コロナで県内の代表者会議をオンラインで会長をつないだ。すると、遠方の保護司会長からは、今後のオンラインを希望する声もあった。一方で、高齢の保護司にはデジタル化についていけない人もいる。オンラインには良い面もあるが、それだけで進んでしまうと、取り残されてしまう人もいる点に留意が必要。

山元構成員 資 料

①保護司の使命／②活動の基本について

- ・ 自身の経験から述べさせていただくと、保護司活動はどちらかというどひたむきな努力を重ねる「地味」な存在である。対象者を相手にするという事は、保護司自らの「襟」を正していかなければならず、いわゆる「はったり」や「虚勢」は通用しない。なぜなら、対象者は、一瞬にして相手の人柄を見抜く能力を有していることが往々にしてあるからである。

保護司自身は自らをアピールすることは少なく、また制度として、保護司を周知する積極的な広報活動は法的には手当てされていない。それゆえ社会的認知度もあまり高くないのが現状である。ただし、わが国の犯罪が減少してきていることや、世界に類を見ない治安のよさなど、社会に対する貢献度としては、大きなものがあると自負している。

そこで、保護司制度が未来永劫続いていくためには、特に昨今、社会の中の歯車の一つとして、社会での保護司の認知度を高める必要性を感じている。保護司を社会的な一つの機能として認知していただくことも大事であることから、この点を保護司の使命にも織り込んで、恒久普遍的に制度化していく必要がある。

そのためには、従来の更生保護活動をより強固にして、次世代に繋げるための社会的な存在を示せるように「保護司の使命」の中にいくつかの条件を盛り込んでいく必要がある。例えば、具体的に次のような文言を盛り込んでいくことも考えられる。

- ・ 「犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに」という文言を「犯罪をした者及び非行のある少年に寄り添いながら改善更生を助けるとともに」とした方が、より保護司の理念が明確になり、保護司活動の実態に近くなると考えられる。
- ・ 「地域社会の浄化をはかり」という言葉は、保護司法が施行された当初は良かったが、現在、「だれ一人取り残さない」という人権をより重視したSDG 'S やジェンダーなどの社会情勢を鑑みると、「浄化をはかる」という文言は、解釈によっては誤解が生じる可能性もあるので、「地域社会の安心・安全が確保されるよう努め」などの文言に変更することも考えられる。

- ・「公共の福祉に寄与する」という言葉は、公共という観点からだけでなく、対象者本人を含めた社会的な要素も含めた観点から「公共および社会の福祉に寄与する」とすることにより、今後、より重要性を増してくる「犯罪予防活動」を重視していく必要性からも、このような文言を付け加えさせていただいた。

③ 保護司法関係

保護司法における更生保護サポートセンターについて

更生保護サポートセンターは、保護司法の中で記されていないので、記す必要があると感じる。そこで、第13条2項において、「保護司会は次に掲げる事務を行うことを任務とする。」とあるのを、「保護司会は、更生保護サポートセンター等において、次に掲げる事務を行うことを任務とする」としてはいかがなものであろうか。具体的に「更生保護サポートセンター」を、保護司法に記すことによって、その存在意義を示すことができ、恒久不変的な活動拠点となると考えられる。

④ 仕事を継続しながら保護司活動ができるように

保護司は、従来、いわゆる「篤志家」と言われる方々によって支えられてきた。ところが、最近では、相続制度などにより、富の再分配が進み、「篤志家」と呼ばれる方々が減少してきているようである。また、店主などの自営業者もシャッター商店街などと言われるように、減少してきている。さらに、主婦層も、共働き世代の増加や、高齢者の親の介護などにより、保護司の成り手が減少してきている。

そこで、仕事を継続しながら保護司活動ができる層を多く保護司に就任していただく方策を考える必要がある。そのためには、本人の努力も必要であるが、何よりも「社会全体」の理解や「職場」の理解が必要である。そこで、裁判員裁判などで見られるように、社会に認知してもらい、保護司活動を行う場合は、保護司活動を優先的に行えるような法的手当が必要となろう。